

## 定額減税の考え方（不動産所得・事業所得者の場合）

### 所得税の定額減税の考え方（再掲）

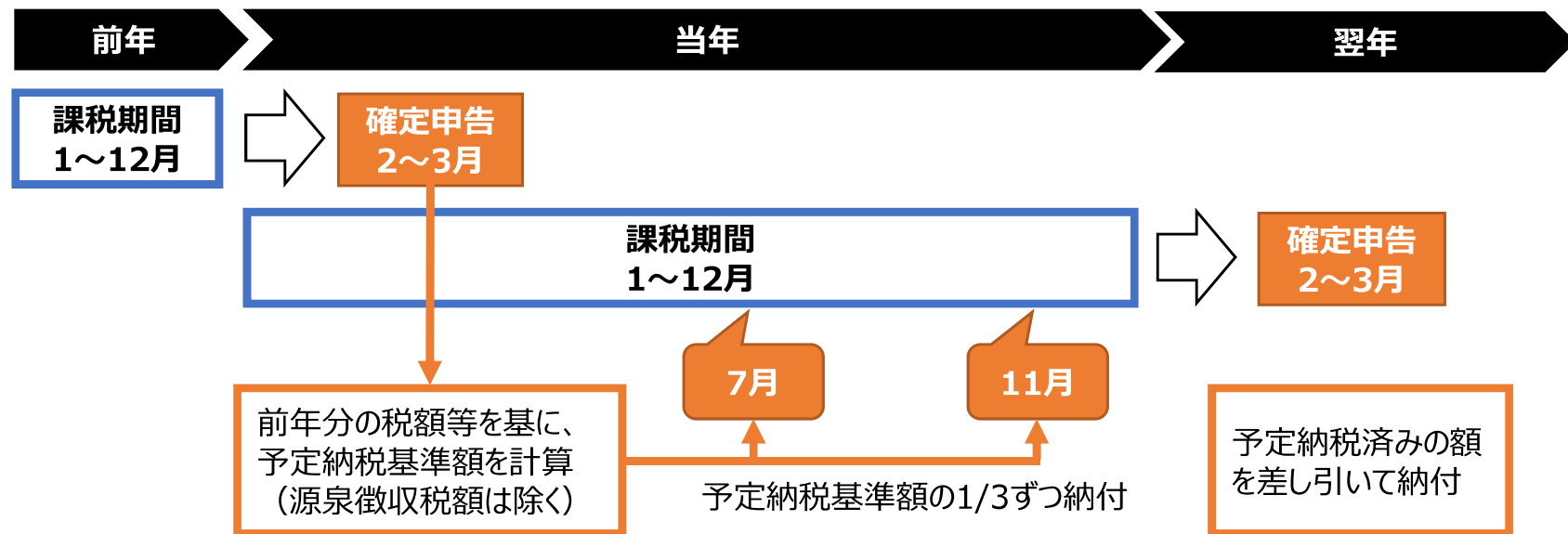
- **暦年課税**であるため、最終的な税額は年間の収入額等が年末に確定した段階ではじめて確定し、年間の減税額も確定する。
- 減税は、**納税の機会に納税額から減税する対応**となり、**最終的には確定申告での対応**となるが、それ以前に納税の機会がある場合には、令和6年6月以降、**実務上可能な限り早い機会を通じて減税**を行う。

### < 不動産所得・事業所得者の場合 >

納税の機会を通じて行うため、原則として確定申告となる。

平成10年の特別減税の際には、予定納税の機会を通じて減税を実施。

（参考） 予定納税制度



- 前年分の所得金額（事業所得、不動産所得等）や税額などをもとに計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上になる場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付するという制度。
- 令和5年分所得税の予定納税対象者数は、約141万人。